○農林水産省告示第千七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町野畑字カバノ木二二一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　大分県日田市前津江町柚木字竹一六〇の二、一六〇の三、字大薮一六一の一、一六一の三から一六一の一〇まで、一六二の五、一六二の九から一六二の一一まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　奈良県御所市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

御所市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び御所市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県安曇野市明科東川手六四一三、六四二九・六四三〇・六四三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　いわき市山田町林崎二三三番一から同市山田町下田中一〇〇番四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百九十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道名古屋亀山線	四日市市伊坂町字奥菖蒲谷一二四七番一二	前	最大 九一	三九
			最小 五一	
		後	最大 九一	
			最小 五一	

○国土交通省告示第七百九十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道名古屋亀山線	亀山市辺法寺町字大山田二二三七番	前	最大 一〇七〇	三七
			最小 七二	
		後	最大 一〇七〇	
			最小 七四	

○国土交通省告示第七百九十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道名古屋亀山線	亀山市辺法寺町字大山田二二三七番	前	最大 一〇七〇	三七
			最小 七二	
		後	最大 一〇七〇	
			最小 七四	